

○総務省訓令第20号

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

総務大臣 林 芳正

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令

放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（第3条関係）</p> <p>第3条（10）による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[1～12 略]</p> <p><u>13 地上基幹放送（受信障害対策中継放送、コミュニティ放送及び臨時目的放送を除く。）の業務を行う申請者（協会及び学園を除く。）は、次の各条件に適合するものであること。</u></p> <p><u>（1）当該業務の適正を確保するために必要な体制の整備の取組をその経営の規模その他の事情に応じ、十分に行っているものであること。</u></p> <p><u>（2）（1）の取組の状況に関する自己評価を行っているものであること。</u></p> <p><u>（3）（2）の自己評価の結果を公表しているものであること。</u></p>	<p>別紙1（第3条関係）</p> <p>[同左]</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[1～12 同左]</p> <p>[新設]</p>

14～19 [略]

20 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、16の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- (1) コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者（以下この項及び23において「コミュニティ放送事業者」という。）が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域（以下「放送を行おうとする地域」という。）は、一の市町村の全部又は一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域（以下「隣接する一部の区域」という。）を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

[（注1）・（注2） 略]

[（2）～（4） 略]

21 [略]

22 [略]

23 コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

- (1) [略]
- (2) 地域密着性の確保のため、20 (3) の条件に適合してい

13～18 [同左]

19 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、15の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- (1) コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者（以下この項及び22において「コミュニティ放送事業者」という。）が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域（以下「放送を行おうとする地域」という。）は、一の市町村の全部又は一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域（以下「隣接する一部の区域」という。）を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

[（注1）・（注2） 同左]

[（2）～（4） 同左]

20 [同左]

21 [同左]

22 [同左]

- (1) [同左]
- (2) 地域密着性の確保のため、19 (3) の条件に適合してい

	るものであること。		るものであること。
<u>24</u>	[略]	<u>23</u>	[同左]
<u>25</u>	[略]	<u>24</u>	[同左]
<u>26</u>	[略]	<u>25</u>	[同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。			

附 則

この訓令は、令和9年4月1日から施行する。